平成２５年（フ）第１７６０号
札幌市東区北37条東４丁目２番10号　サントノーレ北37条302号
債務者　新岡　立松
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７９６号
札幌市東区北31条東５丁目２番30号　フォーサイトビレッジ101号
債務者　森　香織
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０４号
札幌市清田区真栄１条２丁目５番14号　ドリームハイツ10Ｂ号
債務者　小柳　利光
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８０６号
札幌市中央区北２条西23丁目２番18号　第２高橋マンション３号
債務者　川瀬　敦也
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８２０号
札幌市清田区北野４条２丁目１番８号
債務者　名生知恵子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８３０号
札幌市厚別区もみじ台東１丁目１番４―510号
債務者　長倉　清俊
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８９１号
札幌市西区発寒11条４丁目15番28号　ルーブル11．４－２Ｆ－Ｂ２号
債務者　近藤　民子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８号
北海道斜里郡斜里町文光町10番地16モデナスウィート文光302号
債務者　蛯子　麻理
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　釧路地方裁判所網走支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
神奈川県座間市さがみ野２丁目１番34号　成和ハイツ102号
債務者　板垣　博幸
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３４６号
相模原市南区下溝605番地14　ひばりハイツ205
債務者　海老根政恵
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３４７号
相模原市南区下溝605番地14　ひばりハイツ205
債務者　海老根孝治
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３５３号
神奈川県座間市小松原２丁目36番17号　座間小松原206号
債務者　後藤　進一
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３５７号
相模原市中央区相模原４丁目７番２号　モナークマンション相模原参番館606
債務者　湯浅　満成
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２５年（フ）第３１３号
静岡県伊豆市熊坂754番地の２
債務者　浅見　昌義
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第３５９号
静岡県御殿場市新橋1501番地の４　シャーメゾン堀前Ｂ102、前住所岐阜県可児市今渡1596番地22　サンモールイトウ305
債務者　松村　和樹
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第１８３０号
名古屋市北区大野町５丁目１番地の１　県営辻町住宅３街区５棟502号
債務者　山村洋司こと　李　博
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３８号
広島県庄原市西城町三坂42番地
債務者　安達　政治
1　決定年月日時　平成25年10月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで　広島地方裁判所三次支部